



様式第11号(第18条)

長生郡市広域市町村圏組合 指令第 2 号 の 3

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
処分業

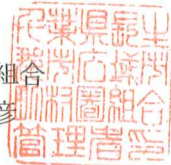
住 所 千葉県市原市五井9093-3
氏 名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行 様
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により一般廃棄物 収集運搬業
第7条第6項 処分業
の許可を受けた者であることを証する。

令和4年9月22日

長生郡市広域市町村圏組合
管 理 者 田中 豊彦



許 可 番 号		第 業 4 号	
事業所及び事業場の所在地		事 務 所	長生郡長柄町長柄山1162-28、1143番3
		事 業 場	長生郡長柄町長柄山1162-28、1143番3
事業の範囲	業 の 区 分	処分(中間処理、堆肥化)	
	取扱い廃棄物の種類	食品残さ及び木くず類	
処 理 施 設 等 の 所 在 地		長生郡長柄町長柄山1162-28、1143番3	
処理施設の種類及び処理能力		ごみ処理施設(堆肥化施設)処理能力18t/日(2.25t×8h)	
許 可 期 限		令和6年3月31日	
許 可 条 件		組合の指示事項を遵守すること	
許 可 年 月 日		新規許可年月日	平成14年10月11日
		許可更新年月日	令和 4年 4月 1日
		変更許可年月日	令和 4年 9月22日
		再交付年月日	年 月 日



一般廃棄物処分業許可条件

みどり産業(株)

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、組合の条例及び施行規則など関連法規を遵守すること。
- 2 取り扱う一般廃棄物の種類は、中間処理業（食品残渣及び木くず類の堆肥化）に限ること。
- 3 許可を受けたものは、許可業務の一部又は全部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は権利を譲渡してはならない。
- 4 許可業者は、帳簿を備え、厚生省令で定める事項を記載しておくとともに、5年間保存すること。
- 5 事業の範囲の変更を受けようとする者は、管理者に変更許可申請書を提出し許可を受けなければならない。
- 6 事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の6第1項に定める事項（住所、氏名、及び車両等主要な設備の構造又は規模）を変更したときは、10日以内に届け出ること。
- 7 一般廃棄物の処分に関する毎年4月から3ヶ月毎の実績について、速やかに実績報告書を提出すること。
- 8 法令並びに組合の条例、規則及び本許可条件に違反している事実が認められるときは、許可の取り消し又は期間を定めて業務の一部若しくは全部の停止を命ずる。
- 9 その他
 - (1) 処理施設における作業は、廃棄物の飛散、流失を防止し、騒音、悪臭、地下水汚染等、公害の出ないよう且つ安全に留意して行うこと。
 - (2) 処理施設について、故障破損等事故が発生したときは、速やかに善後策を講ずると共にその状況を報告すること。
 - (3) 周辺住民より苦情などがあつた場合は、十分な配慮をし、適切な対応をすること。
 - (4) 所在地、長生郡長柄町長柄山1162-28、1143番3
 - (5) 処理能力 18t/日（2.25t/時×8時間）